

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱

(令和 7 年 4 月 1 日 区長決定)

(通則)

第 1 条 板橋区プレミアム付商品券事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 4 2 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、板橋区商店街振興組合連合会（以下「振興組合連合会」という。）が実施する商品券事業（次条に定めるプレミアム付商品券を発行し、販売することをいう。以下同じ。）に対し補助金を交付することにより、昨今のエネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている飲食店をはじめ、小売・サービス業等を営む事業者及び区民等の生活支援を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 3 条 この要綱において「プレミアム付商品券」とは、前条の目的を達成するために 1 万 1, 0 0 0 円分の商品券を 1 万円で販売するものをいう。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象は、商品券事業に係る次の各号に掲げる経費とする。ただし、会議費、食料費は、補助の対象外とする。

- (1) 商品券の券面額の合算額（1 万 1, 0 0 0 円）から販売額（1 万円）を控除した額（1, 0 0 0 円）のうち換金された額に相当するものの経費
- (2) 印刷経費（商品券印刷・P R ポスター・取扱店一覧等の印刷物）
- (3) 管理経費（コンピューター管理費・通信費・保険料等の管理費）
- (4) 委託経費（商品券の購入申し込み受付・抽選・販売・コールセンターの設置等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長と振興組合連合会が協議し、区長が必要と認めたもの

(補助率)

第 5 条 補助率は、前条各号に掲げる補助対象経費の 1 0 0 % とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 振興組合連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、商品券事業に係る事業計画と収支予算について、振興組合連合会の理事会で議決を取り、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 理事会議事録
 - (4) 定款
 - (5) 組合員名簿
 - (6) 前各号に掲げるもののほか区長が特に必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条に定める申請があったときは、当該申請に係る添付書類の内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により振興組合連合会に通知するものとする。

(承認事項)

第8条 振興組合連合会は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかの行為をしようとする場合は、補助金に係る商品券事業の内容の変更承認申請書（別記第3号様式）を区長に提出し、あらかじめ、補助金に係る商品券事業の内容の変更承認書（別記第4号様式）により承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 商品券事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 商品券事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 商品券事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第9条 振興組合連合会は、商品券事業が終了したときは、補助金に係る事業完了報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 商品券販売・回収実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により提出された事業完了報告書等を審査し、又は必要に応じて実態調査を行い、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により振興組合連合会へ通知する。

(補助金の支払等)

第11条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行のため必要であると認める場合は、補助金の交付決定後、概算払をすることができる。
- 3 振興組合連合会は、第1項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第7号様式）を、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする

ときは、補助金概算払請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

- 4 振興組合連合会は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定により補助金交付額確定通知書受領後、補助金清算書（別記第9号様式）を区長に提出し、速やかに清算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、振興組合連合会が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（補助金の返還）

第13条 区長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（書類の整備等）

第14条 振興組合連合会は、商品券事業の完了後、区長から求めがあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならない。この場合において、公開期限は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

（その他）

第15条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業経済部長が別にこれを定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、第9条から第14条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別 記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）

板 橋 区 長

所 在 地

団 体 名 称

代表者職・氏名

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を行うので、板橋区商店街振興組合連合会が実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 理事会議事録
- (4) 定款
- (5) 組合員名簿
- (6) その他区長が特に必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区プレミアム付商品券事業費補助金については、板橋区商店街振興組合連合会が実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件

- (1) 交付金は、商品券の発行、販売その他の商品券に係る経費に充てること。
- (2) 事業終了後、すみやかに事業報告書を提出すること。
- (3) 上記の条件に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金に係る商品券事業の内容の変更承認申請書

年 月 日付 板 第 号の をもって交付決定の通知のあった商品券事業を変更したいので、板橋区商店街振興組合連合会が実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱第8条により申請します。

記

1 変更内容
(1) 金 額

(2) 内 容

2 変更理由

3 その他（添付資料など）

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金に係る商品券事業の内容変更等承認通知書

年 月 日付をもって承認の申請のあった商品券事業の変更については板橋区商店街振興組合連合会が実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金に係る事業完了報告書

年 月 日付 板 第 号の により交付決定の通知のあった商品券事業が完了したので、板橋区商店街振興組合連合会が実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業に要した経費 金 円
- 3 収支決算書 別紙のとおり〔領収書（写）添付〕
- 4 商品券販売・回収実績書 別紙のとおり
- 5 その他区長が特に必要と認める書類

年 月 日

様

板橋区長

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付 板 第 号の により交付決定した板橋区プレミアム付商品券事業費補助金については、年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、商品券事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり額を確定する。

なお、すでに交付した補助金との差額が生じた場合は、年 月 日まで
に
精算する。

記

1 確定額 金 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金請求書

年 月 日に交付決定を受けた補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が
実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金概算払請求書

年 月 日に交付決定を受けた補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が
実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、
下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 概算払請求理由

3 交付決定額 金 円

4 概算払請求額 金 円

5 残 額 金 円

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

板橋区プレミアム付商品券事業費補助金清算書

年 月 日付 板 第 号の をもって確定通知のあった商品券事業が完了したので、板橋区商店街振興組合連合会が実施する板橋区プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1	交 付 決 定 額	金	円
2	確 定 額	金	円
3	概算払受領済額	金	円
4	清 算 額	金	円
5	残 額	金	円